

# 令和6年度 埼玉県LPガス保安推進セミナー

## 資 料

令和6年度「埼玉県LPガス保安推進セミナー」開催について

弊会では、LPガス事故防止及び取引の適正化の推進のため、化学保安課様のご指導を賜り保安推進セミナーを開催しております。

本年度は協会ホームページ上での開催(資料掲載)とさせていただきます。

一般社団法人 埼玉県LPガス協会

# 令和 6 年度

## 埼玉県 L P ガス保安推進セミナー

### 目 次

1. 埼玉県内の L P ガス事故事例と事故防止の取組 資料 1

埼玉県危機管理防災部化学保安課

2. L P ガス安心サポート推進運動及び料金の透明化等について

資料 2

一般社団法人埼玉県 L P ガス協会 法規技術委員会

3. 参考資料

- ① 令和 5 年度「燃焼器具交換・安全機器普及状況等調査報告書」
- ② 令和 6 年度 自主保安活動チェックシート集計結果
- ③ 「L P ガス関係 被災状況報告」

この報告書は、次のいずれかの場合にご提出ください。

- 1. **震度 5 強以上の地震が発生した場合に、被害の有無に係らず必ず報告**
- 2. 上記以外の自然災害により、L P ガスに関わる被害が判明した場合に報告  
(地震、水害、台風、噴火等)

令和 6 年度 埼玉県 L P ガス協会 保安推進セミナー

# 埼玉県内の L P ガスの事故事例と 事故防止の取組

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課

# 説明内容

---

## 1. LPガスの事故事例

- 県内の事故事例
- 充てん容器等の運搬中の事故事例（県外）

## 2. 埼玉県液化石油ガス販売事業者等保安対策・取引適正化方針

- 国の液化石油ガス高度化計画2030の概要
- 県の方針の概要

## 3. 充てん容器の流出防止措置

- 取るべき措置の内容
- 浸水想定区域の確認方法

## 4. 県からのお知らせ

- 埼玉県証紙廃止と電子申請の利用
- LPガスの商慣行是正に向けた自主取組宣言について
- バルク貯槽の20年目検査の実施について

# 1. LPガスの事故事例

- 県内の事故事例
- 充てん容器等の運搬中の事故事例（県外）

# 県内の事故発生状況

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6*
事故件数	21	13	17	11	11	14
負傷者数	2	2	1	0	0	2

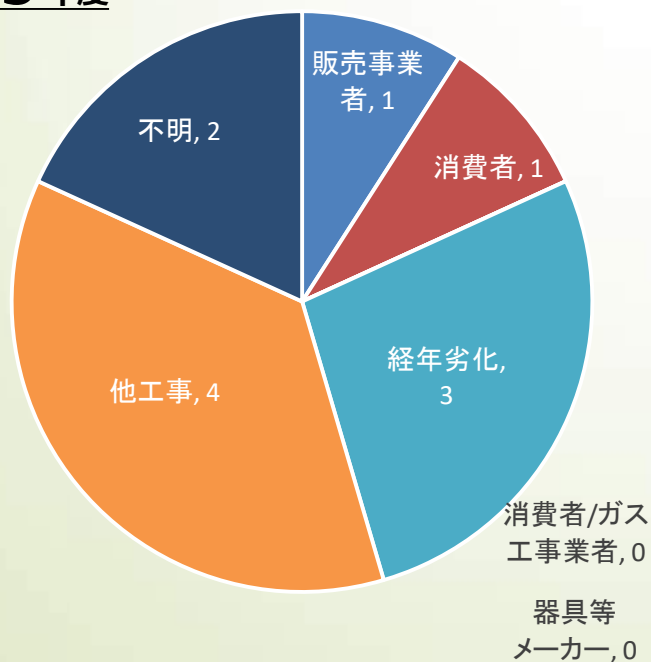
(備考)県内での死亡事故は、平成19年度以降発生していない。

\* 令和7年1月17日現在

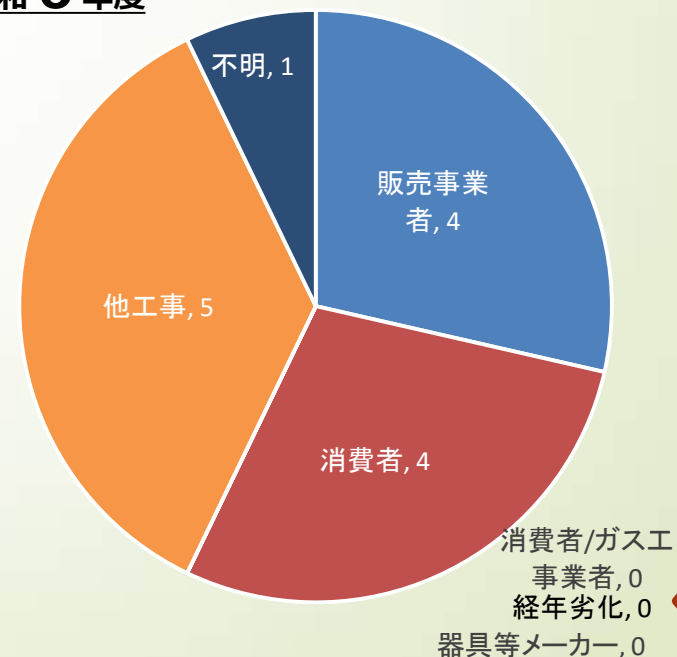
## 原因者の内訳

- 令和5年度は、**他工事業者及び設備の経年劣化による事故が多く発生。**
- 令和6年度は、**他工事業者、販売事業者及び消費者による事故が多発。**

令和5年度



令和6年度



## 県内事故事例①

### 【事故概要】

発生場所：消費者住宅  
事故種別：漏えい爆発

発生時期：令和5年8月  
原因者：消費者

(令和5年12月及び令和6年  
4月にも同様の事故発生)

### 【事故原因】

消費者が、**バランス式風呂釜の着火操作を繰り返した**ことにより機器内でLPガスが滞留し、着火時に爆発したものの。

### 【事故防止の取組】

- バランス式風呂釜を使用する消費者に対して、**丁寧に周知する。**
  - ・ 点火確認窓をきれいに保つ。
  - ・ 点火時には、着火確認を必ず行う。
  - ・ 着火しない場合、生ガスが排出されるまで再点火しない。
  - ・ 点火不良が続く場合は専門業者に点検を依頼する。



## 県内事故事例②

### 【事故概要】

発生場所：消費者住宅  
事故種別：漏えい

発生時期：令和5年9月  
原因者：他工事業者

### 【事故原因】

解体業者が住宅の解体作業中に、重機でL P ガスの埋設配管を**損傷**し、ガスが漏えいしたものの。

### 【事故防止の取組】

- 配管の**埋設箇所の表示**を行う。
- 埋設配管に関する**消費者への周知**を徹底する。

#### 【周知内容】

- ① 埋設配管があるので無闇に工事・掘削をするのは危険であること
  - ② 敷地内を工事をしようとする際には必要に応じて販売事業者にご相談すること
- **他工事業者による埋設配管事故防止**も併せて啓発する。



## 県内事故事例③

### 【事故概要】

発生場所：消費者住宅（アパート）      発生時期：令和6年2月  
事故種別：漏えい                              原因者      ：販売事業者

### 【事故原因】

アパートに設置されたLPガスの調整器が劣化し、**ガスが漏えい**したものの。  
※調整器は製造から10年以上経過していたが、交換されていなかった。

### 【事故防止の取組】

- 容器交換時等供給設備点検や定期供給設備点検時に製造年月日を確認して、耐用年数を過ぎた調整器は適宜交換する。

【参考：保安確保機器の期限管理】

調整器（Ⅰ類）：交換期限10年

調整器（Ⅱ類）：交換期限 7年

※耐用年数以内の調整器に係る事故は調整器メーカーの責任も問われますが、耐用年数経過後に起こった事故は販売事業者の管理責任のみが問われることになるので御注意ください。



調整器例：転載禁止

## 県内事故事例④

### 【事故概要】

発生場所：消費者住宅  
事故種別：漏えい火災

発生時期：令和6年6月  
原因者：消費者（販売事業者）

### 【事故原因】

- 消費者宅の家庭用コンロから出火し、消防・警察が出動。
- 現地確認したところ、**2口ヒューズガス栓が両方とも（燃烧器に接続されていない口も）開栓**されていた。
- 家庭用コンロ使用時に消費者が誤って燃烧器に接続されていない口を開栓したことが直接的な原因であるが、当該ガス栓に閉栓カバーを設置する社内ルールであったがカバーが設置されておらず、直近の定期消費設備調査でも確認されていたにも関わらず対応出来ていなかった。

### 【事故防止の取組】

- 消費設備に接続されていないガス栓には**閉栓カバーを必ず設置**する。
- 定期消費設備調査時には点検票に記録を残す。
- 2口不用で消費者による誤操作の危険性が高い場合は1口ヒューズガス栓への交換を検討する。

## 県内事故事例⑤

### 【事故概要】

発生場所：飲食店

発生時期：令和6年10月

事故種別：漏えい火災

原因者：液化石油ガス販売事業者（保安業務委託先）

### 【事故原因】

- 保安業務委託先作業員が、定期供給設備点検・定期消費設備調査時に業務用めんゆで器の口ビネから微小漏えいを確認
- 措置後に燃焼点検として**消費者に着火ライターでの点火を依頼**したところ、**メンバーに直接点火**させたこと及び処置後に適切な**パージを行わなかった**ことが原因となり、異常燃焼して**消費者及び作業員の2名が火傷**を負った。  
※消費者は右目を負傷し、救急車で搬送された。

### 【事故防止の取組】

- **業務用着火棒を使用**する。
- パイロットバーナーに点火させることとし、**メンバーに直接点火させない**。
- 燃焼器の措置後は異常燃焼することを想定し、最大限の安全措置を取って点火する。

## 県内事故事例⑥

### 【事故概要】

発生場所：飲食店

発生時期：令和6年12月

事故種別：漏えい爆発・火災

原因者：販売事業者

### 【事故原因】

- 飲食店カウンター内の隠ぺい部に、**販売事業者が把握していなかった未使用の白ガス管**があり、埋設部からの立ち上がり部分が**腐食劣化しガスが漏えい**。炊飯器を着火元として爆発・火災したものの。
- 液化石油ガス**設備台帳の配置図にも記載が無かった**。

### 【事故防止の取組】

- 設備台帳の工事記録に未記載がないか定期消費設備調査時に確認する。
- 埋設以外の白ガス管についてもできるだけ速やかにPE管等に交換する。



事故写真：転載禁止

# 充てん容器等の運搬中の事故事例（県外）

## 【事故概要】

発生日時：令和4年9月28日 午前5時40分頃  
発生場所：伊勢湾岸自動車道 豊田ジャンクション付近  
事故種別：漏えい火災  
原因者：高圧ガス運搬事業者  
死傷者：1名死亡、2名が軽い火傷

## 【事故状況】

- 液化石油ガスの充てん容器等115本※を運搬中の大型トラックが荷崩れを起こし、容器が道路上に散乱したことにより、漏えい火災が発生したものの。
  - ※内訳 充てん容器 55本（50kg）  
真空引きした空容器 60本（10～50kg）
- 事故当時、ジャンクション付近は渋滞しており、当該車両の運転手は渋滞に気づくのが遅れ、急ブレーキをかけた。



高圧ガス保安協会事故概要報告書から引用

## 【備考】

掲載内容は、令和4年11月28日時点での、報道内容及び関係事業者からの聞き取り結果によるものです。  
なお、警察による捜査中の事案であるため、今後掲載内容が訂正されることがあります。

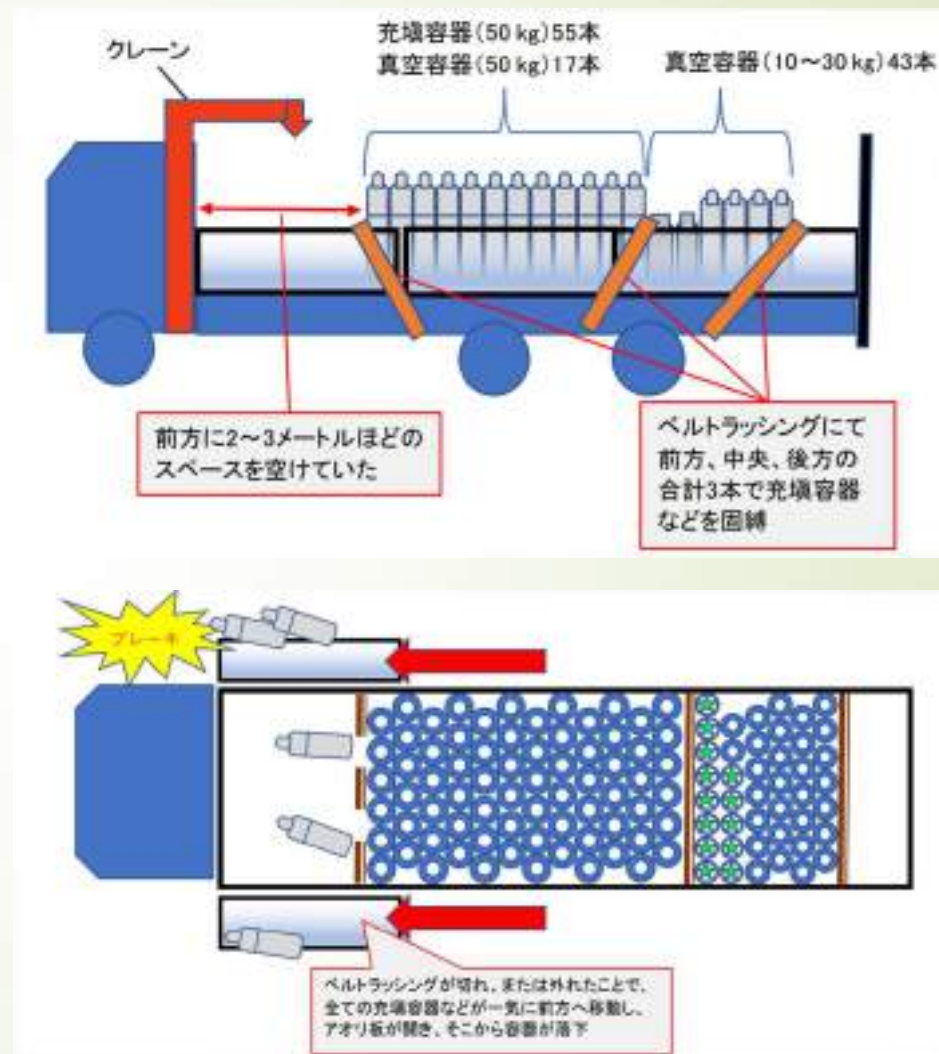
# 充てん容器等の運搬中の事故事例（県外）

## 【事故の状況・原因】

- 荷降ろしの際に荷台上の歩行距離を短縮するため、事故当時**容器を荷台の中央付近に積載**しており、運転席後部に空間があった。
- 3本のベルトラッシングで固定していた
- **急ブレーキ**により、積み荷の容器に進行方向の慣性力が働き、前方のベルトラッシングに負荷が集中した。
- **ベルトラッシングが切れ**、全ての充填容器などが一気に前方へ移動したことで**負荷によりアオリ板が開いた**。
- 充填容器などが路上に落下し、**爆発・炎上**した。
- 緩やかな下り坂だったため、前方の車両も被害を受けた。

➤ **死傷者3名を出す大きな事故となった**

## 事故時の積載状況



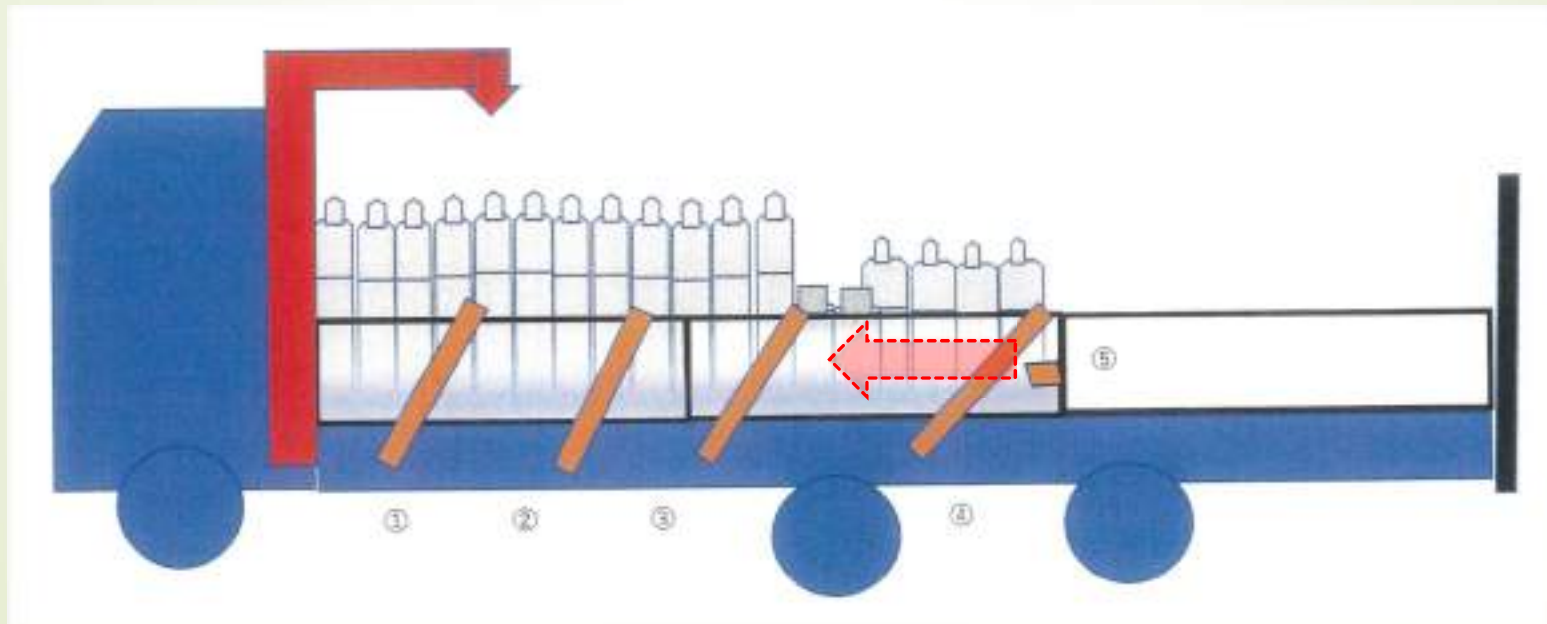
高圧ガス保安協会事故概要報告書から引用

# 充てん容器等の運搬中の事故事例（県外）

## 【事故防止の取組】

- 可能な限り、充てん容器等は**運転席後部に隙間なく積載**し、運転席後部に押しつける形で**十分に緊縛**する。
- やむを得ず、充てん容器等を運搬車両の中央付近に積載する場合は、**緊縛ロープ等をブレーキ時の付加にも十分に耐えられる強度及び本数とし、十分に緊縛**する。
- **急ブレーキの必要な状況を回避**するため、通常の運転以上に安全な運転を実施する。

## 基本となる積載方法



(関係会社より資料提供：転載禁止)

液化石油ガス保安規則関係例示基準\*の順守及び保安教育の実施が重要

\* 55.充てん容器等の転落、転倒等を防止する措置（移動）

## 2. 埼玉県液化石油ガス販売事業者等 保安対策・取引適正化方針

## 方針の策定について (令和3年度策定)

- 一般消費者等がより安全にかつ安心して液化石油ガスを使用できるよう、販売事業者や保安機関が行う保安対策及び液化石油ガスの取引の適正化について、取り組むべき方針をまとめました。
- 自身の保安対策を進めるとともに、消費者の保安意識の向上を図り、事故防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

### 【策定の経緯】

令和3年4月1日 経済産業省が「**液化石油ガス高度化計画2030**」を策定  
(これまで毎年度策定してきた「保安対策指針」に代わるもの)

令和3年6月9日 県が「**埼玉県液化石油ガス販売事業者等保安対策・取引適正化方針**」  
を策定 (これまで毎年度策定してきた「保安対策重点方針」に代わるもの)

### 【目標年度 (対象期間)】

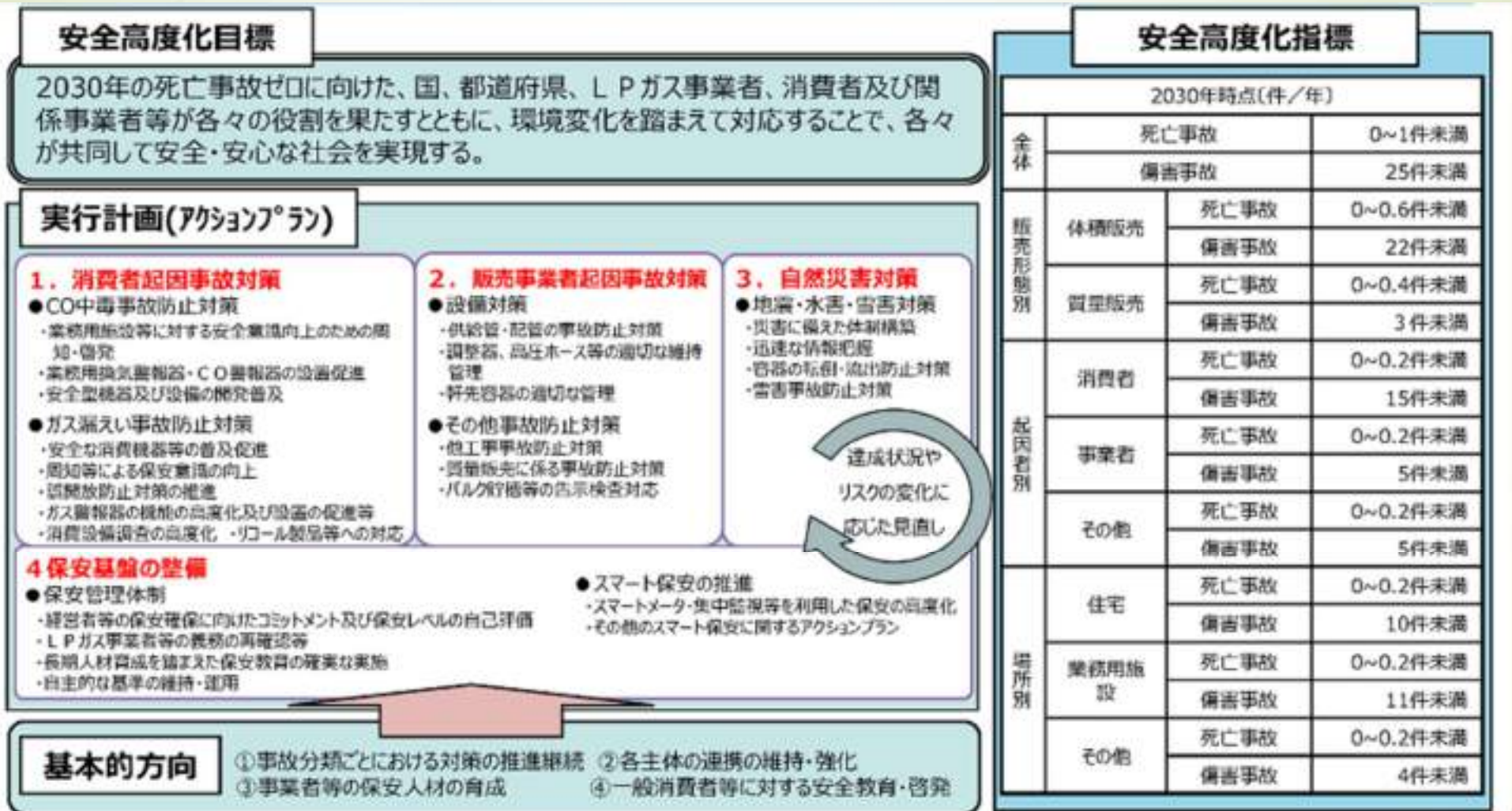
(国) 高度化計画 **2030年度**

5年目に中間評価を行い、状況に応じて計画の見直し修正

(県) 保安対策・取引適正化方針 **2021~2025年度**

# 国の液化石油ガス高度化計画2030の概要

【指標】 2030年時点で、年間死亡事故ゼロ、人身事故25件未満を達成



## 県の方針の概要（1）

法令上の義務はないものの、一般消費者等がより安全にかつ安心してLPガスを使用するために重要な対策も含まれています。

### 1 一般消費者等に起因する事故の防止対策

#### （1）一酸化炭素（CO）中毒事故の防止対策を推進する。

ア 管理者に対する安全意識向上のための周知・啓発

イ **業務用換気警報器・CO警報器の設置促進**

ウ 安全型機器及び設備の普及

#### （2）ガスの漏えいによる爆発または火災事故を防止する。

ア 安全な消費機器等の普及促進

イ 周知等による保安意識の向上

ウ 誤開放防止対策の推進

エ **ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等**

オ 消費設備調査の高度化

カ リコール対象製品等への対応

### 2 販売事業者等に起因する事故の防止対策

#### （1）設備対策

ア 供給管・配管の事故防止対策

イ 調整器、高圧ホース等の適切な維持管理

ウ 軒先容器の適切な管理

#### （2）その他事故防止対策

ア **他工事業者による事故防止対策**

イ 質量販売に係る事故防止対策

ウ バルク貯槽等の告示検査対応

## 県の方針の概要（2）

### 3 自然災害時の保安対策

#### （1）災害に備えた体制構築

#### （2）迅速な情報把握（配送事業者や保安機関等での消費者保安情報の二元管理の検討）

#### （3）容器の転倒・流出防止対策

ア 新設又は取り替え時等におけるガス放出防止型高圧ホース等の設置

イ 鎖又はベルトが容易に外れにくい取付け金具の設置

ウ 鎖又はベルト等の二重掛けの推進      エ ベルト等の緩み防止の徹底

オ 容器プロテクター掛けの徹底

#### （4）一般消費者等への災害発生時の対応の周知

ア 自分の身を守り、安全を確保する。

イ 器具栓・元栓を閉止し、その他の火気を始末する。

ウ メーターガス栓及び容器バルブを閉止する。

### 4 保安基盤の整備

#### （1）保安管理体制

ア 経営者等の保安確保に向けたコミットメント及び保安レベルの自己評価

イ 保安業務の確実な実施      ウ 長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施

#### （2）スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化

### 5 料金透明化の取組の推進

#### （1）標準的な料金メニューの公表

#### （2）法第14条の規定に基づく書面の交付

#### （3）請求時における料金算定根拠の明示

#### （4）料金を変更する際の一般消費者等に対する事前通知

### 3. 充てん容器の流出防止措置

- 取るべき措置の内容
- 浸水想定区域の確認方法

# 液石法施行規則及び例示基準の改正内容

洪水等浸水のおそれのある地域において、  
充てん容器等の流出防止措置を講ずることが義務付けられました。

対象 **洪水浸水想定区域**（想定最大規模）等において、  
**1 m以上の浸水**が想定されている地域

講ずるべき措置の内容（次のいずれか）

## （1）軒先設置の場合

### ア 充てん量20kgを超える容器について

#### **ベルト又は鉄鎖の二重掛け※**

- ※ 1本目を容器の容器底部から3/4程度の位置に、  
2本目を容器底部から1/4程度の位置にそれぞれ  
ゆるみなく取り付け固定。

### イ 充てん量20kg以下の容器について

容器の**プロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を  
通して取り付け**、ゆるみなく容器を固定

## （2）容器収納庫での保管

施行日 令和3年12月1日

施行日以降に**新設**の設備：**猶予期間なし**

施行日時点で**既設**の設備：猶予期間 **令和6年6月1日まで**

お客様へのお知らせ

液化石油ガス法が変更されました。  
お客様宅に設置してあるLPガス容器への流出対策が必要に!!

○近年、大雨による河川のおおむねによる水害などが全国的に発生しております。このような状況を受けて、水害などからLPガス容器の流出を防ぐ対策を取ることが義務付けられました。

具体的には、設置されている既存のベルト・鉄鎖をお客様の建物の外壁にフック等を追加で取り付け、二重掛けする措置が必要となります。

○お客様の安全・安心のためとなりますので、早急に理解とご協力をお願いいたします。

（左側） （右側）

○作業員がかかる制限でのお客様への費用はございませんので、お問い合わせは下記までお願いいたします。

連絡先

経済産業省 一般社団法人全国LPガス協会

未対応の場合は速やかに流出防止措置を講じてください。

## 浸水想定区域の確認方法

### ①洪水ハザードマップ（WEB、紙面）

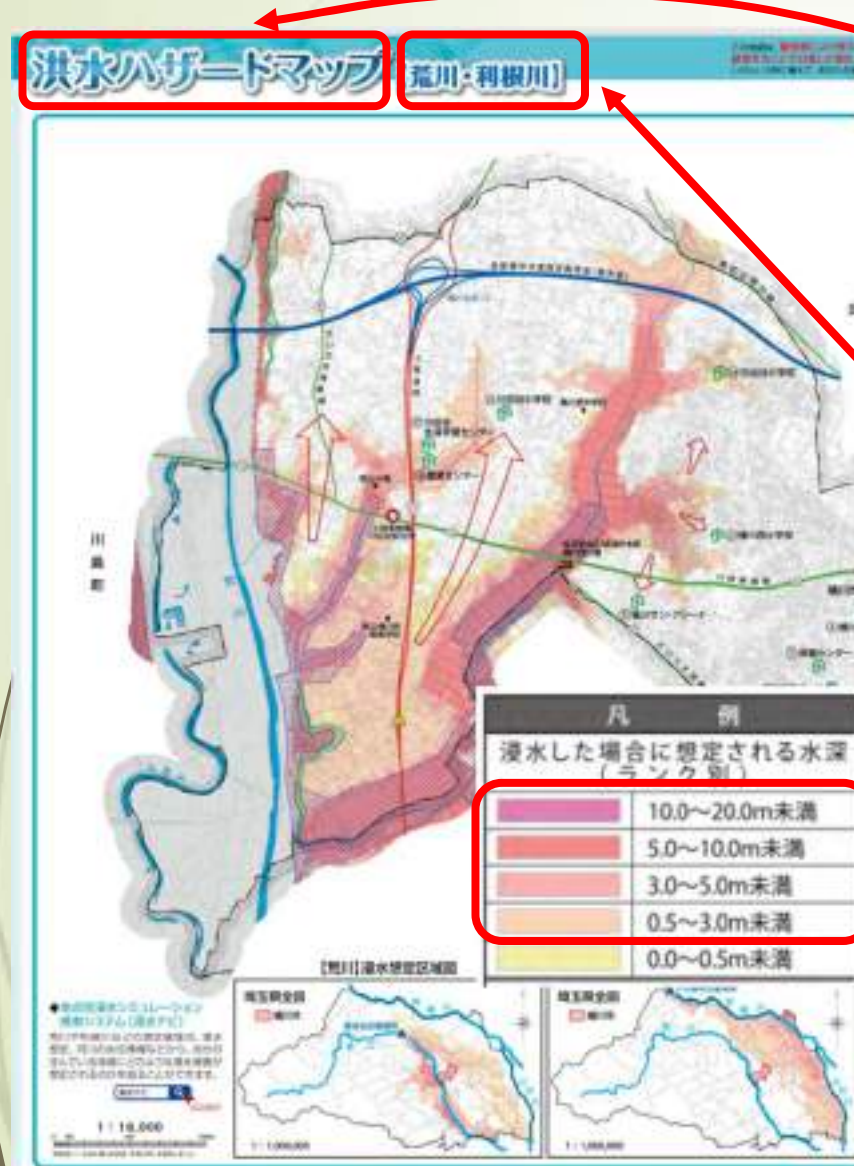
- 各市町村が、国土交通省、埼玉県及び各市町村の設定した浸水想定区域を地図に重ね合わせたもの。
- 各市町村のWEBサイトで閲覧可能なほか、紙面を配布している場合もあり。
- 一つの市町村で、「利根川」と「荒川」など河川ごとに複数の洪水ハザードマップを作成している場合もあるので、確認漏れのないよう注意。

### ②重ねるハザードマップ（WEB）

- 国土地理院が作成したWEBサイトで、各市町村により作成された洪水ハザードマップをWEB上で重ねて表示可能。
- 全ての河川の浸水想定区域が重ねられるので、河川ごとに複数の洪水ハザードマップが作成されている市町村でも、一度で確認可能。
- 住所入力による地点検索が可能。

# 洪水ハザードマップの見かた

## 【例】 桶川市の洪水ハザードマップ (抜粋) ※



### ① ハザードマップの種類を確認

流出防止措置の確認で使用するものは、**洪水ハザードマップ**です。

**ハザードマップの種類を間違えないよう**注意してください。

(このほかに、市町村によって内水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップなど複数種類がある。)

### ② 対象の河川を確認

河川ごとに**洪水ハザードマップが複数作成**されている場合は、**全てのマップを確認**する。

なお、浸水想定区域が指定されていない市町村は措置の対象外です。

### ③ 浸水想定区域の水深を確認

**1 m以上の浸水が想定されている地域が対象。**

ただし、水深 1 m での区切りがない場合、当該水深を含む「**0.5~3.0m未満**」の区域も措置の**対象**となる。

# 重ねるハザードマップの使い方（1）

「重ねるハザードマップ」は、関係各機関が作成した防災情報を、国土地理院がまとめて閲覧できるようにしたWEBサイトです。

URL : <https://disaportal.gsi.go.jp/>

検索

ハザードマップポータルサイト



「洪水(想定最大規模)」を選択

## 【注意点】

- メッシュの大きさや描画方法、凡例、掲載時期等の違いから関係各機関が公表している図面と同一の表示となるとは限りません。
- 浸水想定区域の境界など判断に迷う場合は、市町村作成の洪水ハザードマップも併せてご確認ください。

# 重ねるハザードマップの使い方 (2)

## 【表示例】 志木市中宗岡 1丁目 1-1 (志木市役所) で検索



### ① 住所を入力

確認したい地点の住所を入力する。

### ② 検索結果の住所をクリック

### ③ 表示する災害種別を確認

「洪水(想定最大規模)」が選択されていることを確認する。

### ④ 浸水想定区域の水深を確認

洪水浸水想定区域 (想定最大規模) の「解説凡例」ボタンを押すと、水深区分の凡例が表示されます。

1m以上の浸水が想定されている地域が対象※

※ 水深 1m での区切りがない場合、当該水深を含む「0.5~3.0m未滿」の区域も措置の対象となる。

## 4. 県からのお知らせ

- 埼玉県証紙廃止と電子申請の利用推進について
- LPガスの商慣行是正に向けた自主取組宣言について
- バルク貯槽の20年目検査の実施について

# 埼玉県証紙廃止について

(令和7年1月時点)

**令和5年度に埼玉県証紙が廃止されました。**

## 【証紙廃止に向けたスケジュール】

証紙の販売 令和**5**年**12**月末日で終了

証紙の使用期限 令和**6**年**3**月末日で終了

未使用証紙の還付 令和**10**年**12**月末日まで

## 【証紙廃止後の申請方法】

電子申請**できる**場合 ⇒ **電子申請**  
+クレジットカード\*1、コード\*2又はペイジーでの支払い

電子申請**できない**場合 ⇒ **窓口申請**+クレジットカード等での支払い

## 【電子申請・届出サービスの利用推奨について】

- 電子申請・届出サービスは、**申請時に来庁や郵送が不要**です。
- **高圧ガス保安法、液化石油ガス法関係のすべての手続きが電子申請可能**です。

\* 1 Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Clubが利用可能

\* 2 PayPay、au PAY、d払いが利用可能

# 電子申請・届出サービスの利用方法（1）

## 事前準備 申請・届出のPDFファイルを準備

電子申請・届出サービスでは、申請（届出）書をPDFファイルでアップロードするので予め御準備ください。

## 手順① 電子申請・届出サービスにアクセス

「液化石油ガス法関係様式一覧」\*ページで、対象の手続き欄の「電子申請」をクリック。

表示例  
(HP抜粋)

番号	様式名	様式番号 (液石法規則)	様式番号 (手続の手引)	ダウンロード		電子申請 入口
1	液化石油ガス販売事業登録申請書	様式第1	様式1.1	<a href="#">PDF</a>	<a href="#">WORD (ワード)</a>	<a href="#">[電子申請]</a>
2	液化石油ガス販売事業登録簿簿籍本文付(発給)請求書	様式第2	様式2.1	<a href="#">PDF</a>	<a href="#">WORD (ワード)</a>	<a href="#">[液化石油ガス販売事業登録簿簿籍本文付(発給)電子申請]</a>
3	登録行政庁変更届書	様式第3	様式17.1	<a href="#">PDF</a>	<a href="#">WORD (ワード)</a>	<a href="#">[電子申請]</a>
4	液化石油ガス販売事業変更届書	様式第5	様式3.1	<a href="#">PDF</a>	<a href="#">WORD (ワード)</a>	<a href="#">[電子申請]</a>

対象の手続きを  
クリック

\* 「液化石油ガス法関係様式一覧」ページの検索キーワード：「埼玉県 液化石油ガス 様式」  
なお、「埼玉県電子申請・届出サービス」のページから、手続き名で検索することもできます。

# 電子申請・届出サービスの利用方法（2）

## 手順② 利用者ID※の有無を選択

利用者IDがなくても手続き可能です。

利用者IDがない場合

利用者IDがある場合

### ※ 利用者IDとは

登録した情報は、各手続きにおいて利用できるため、毎回の手続き時の入力を省略できます。繰り返し本サービスをご利用される場合は、利用者情報の登録をお勧めします。

手続き申込

利用者ログイン

手続き名	液化石油ガス換気扇等実用届
受付時期	2022年3月31日13時00分～

利用者登録せずに申し込む方はこちら >

届出済登録される方はこちら

既に利用者登録がお済みの方

利用者IDを入力してください

利用者登録時に使用したメールアドレス、または各手続の担当部署から受領したIDをご入力ください。

パスワードを入力してください

利用者登録時に設定していたパスワード、または各手続の担当部署から受領したパスワードをご入力ください。忘れられた場合、「パスワードを忘れた場合はこちら」より再設定してください。

メールアドレスを変更した場合は、ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更ください。

パスワードを忘れた場合はこちら

ログイン >

# 電子申請・届出サービスの利用方法（3）

## 手順③ 手続き名と概要の確認

申請又は届出しようとする手続き名に間違いがないか確認。

手続き掲載  
ページ

## 手順④ 利用規約の同意

利用規約を確認し、同意できれば「同意」をクリック。

# 電子申請・届出サービスの利用方法（4）

## 手順⑤ 手続きで使用する電子メールアドレスの入力

手続きには電子メールアドレスが必要です。

メールアドレスを入力後、「完了する」をクリック。

- ⇒ 入力したメールアドレスに電子申請・届出システムからメールが自動送信されます。  
このメールに掲載されているリンクから手続きを進めてください。

# 電子申請・届出サービスの利用方法（5）

## 手順⑥ 申請・届出者の情報を入力

「届出者情報」の欄の入力内容

個人事業主の場合：個人の氏名

法人の場合：法人名（例 株式会社〇〇）

【注意】 屋号や販売所名ではありません。

## 手順⑦ 申請・届出書類一式を添付

- 申請書・届書の表紙だけでなく、手続きの手引きで定めている添付資料も含めて添付する。
- ファイル形式はPDF※としてください。  
※ 写真データ等はPDF以外も可。

メールアドレスは、受信メールからコピーすると、入力間違いを防止できます。

# 電子申請・届出サービスの利用方法（6）

## 手順⑧ 届出内容の確認

- 届出者情報等に間違いはないか。
- 届出書類の欄に、手続きの手引きで定められている必要書類が全て添付されているか。

手続き申込

検索 手続き選択をする | メールアドレスの確認 | 内容を入力する | 申し込みをする

届出確認

液化石油ガス販売所等変更届

届出者情報	株式会社〇〇 (個人事業主の場合は個人の氏名)
法人の場合の担当者	〇〇 〇〇
連絡先電話番号	048-830-xxxx
連絡先メールアドレス	
届出書類	変更届書.pdf 添付資料_契約書.pdf 添付資料_認定書写し.pdf

< 入力へ戻る | 申込む >

## 手順⑨ 届出の確定

「申込む」をクリック。

届出完了

県から「申込完了通知メール」を自動送信

届出受理

県での届出の確認後、受理年月日及び收受番号を記載した「受理通知メール※」を県から送信

※ 電子申請の場合、県からの副本の返却は行いません。

收受番号等が記載された「受理通知メール」は、届出書とともに大切に保管してください。

手続き完了

届出の補正が必要な場合は、県からメール又は電話で連絡しますので、御対応ください。

# 電子申請・届出サービスの利用方法（7）

電子申請・届出サービスに関する**操作マニュアル**、**よくある質問**、**問い合わせ先**は、県HPの「電子申請・届出サービス」のページに掲載されています。

URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0105/emado/index.html>

検索

埼玉県 電子申請

## 利用方法

(抜粋)

- 操作方法については、<操作マニュアル> (別ウィンドウで開きます) (「電子申請・届出サービス」内ページ) を御覧ください。
- よくある質問については、<FAQ> (別ウィンドウで開きます) (「電子申請・届出サービス」内ページ) を御覧ください。
- 電子申請・届出サービスの操作に関するお問い合わせは、以下のコールセンターを御利用ください。

媒体	連絡先	サービス提供時間
電話	【固定電話】 0120-464-119 (フリーダイヤル) 【携帯電話】 0570-041-001 (有料)	平日9時～17時 (土日祝日及び 12月29日～1月3日を除く)
ファックス	06-6733-7307	24時間365日
E-mail	<a href="mailto:help-shinsei-saitama@apply.e-tumo.jp">help-shinsei-saitama@apply.e-tumo.jp</a> ※ <a href="#">電子申請・届出サービス内の問い合わせフォーム</a> を御利用いただくこともできます。	24時間365日

## L P ガスの商慣行是正に向けた自主取組宣言について

令和6年4月に施行されたL Pガスの取引の適正化・料金の透明化に係る液化石油ガス法省令改正について、L Pガス業界全体として商慣行是正に向けて自主的に取り組んでいくことが重要です。

現在、一般社団法人埼玉県L Pガス協会からL Pガス販売事業者に対して自主取組宣言の策定及びホームページや店頭への掲示について依頼しています。

### 【埼玉県L Pガス協会ホームページ】

L Pガスの商慣行是正に向けた対応「自主取組宣言」の公表について

<https://saitamalpg.or.jp/pages/29/#block117-753>

県からも、自主取組宣言の策定及びホームページや店頭で公表いただくようお願い申し上げます。

※自主取組宣言を公表している販売事業所は以下のホームページで確認できます。

### 【全国LPガス協会ホームページ 取引の適正化・料金の透明化】

<https://www.japanlpg.or.jp/info/optimization.html>

「L Pガスの商慣行見直し  
に向けた取り組み宣言」

\_\_\_\_\_は、L Pガスがお客様から選ばれ続けるエネルギーとなるため、L Pガスの商慣行見直しに向けて液化石油ガス法を遵守し、  
「過大な営業行為の制限」  
「三部料金制の徹底」  
「L Pガス料金等の情報提供」に取り組めます。

取組宣言の例【埼玉県LPガス協会HPから引用】

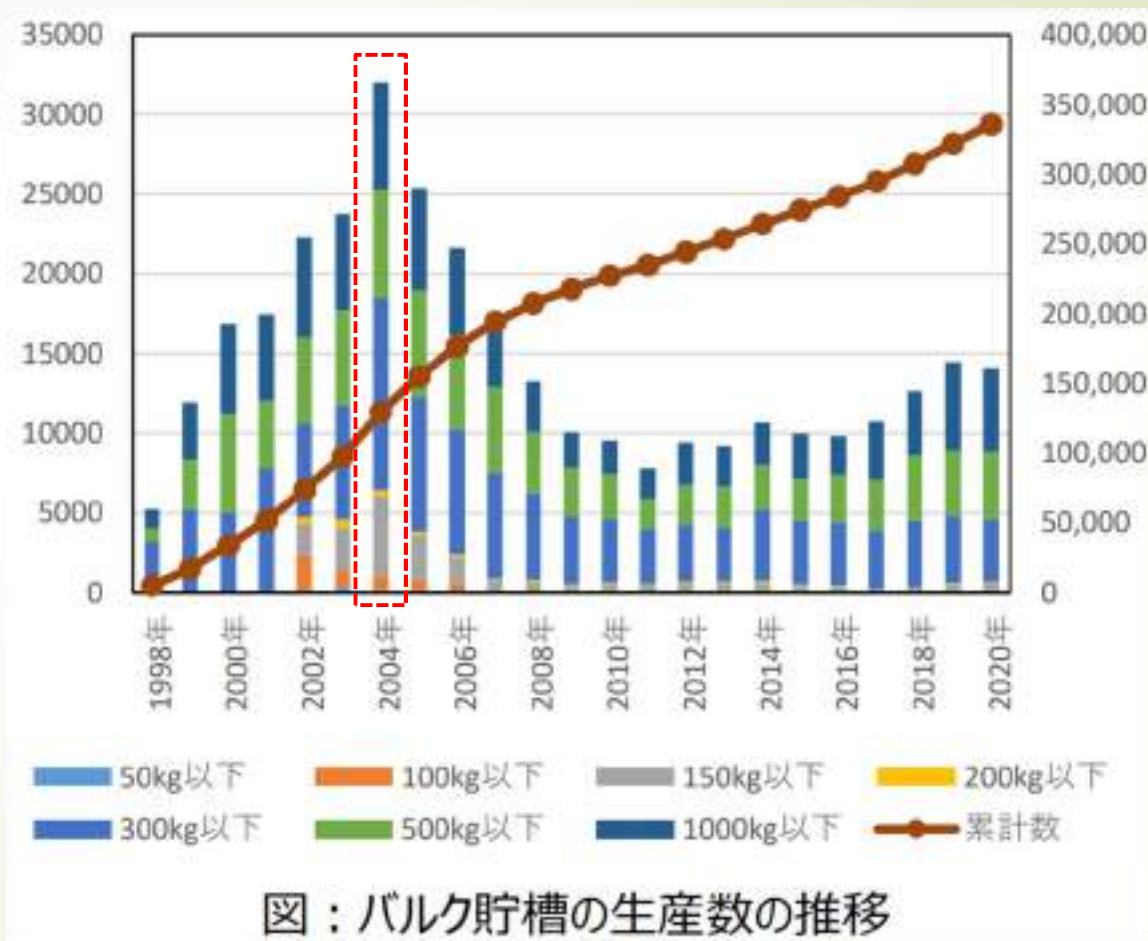
## バルク貯槽の20年目検査の実施について

液化石油ガス法施行規則第16条第22号の規定に基づくバルク供給・充てん設備告示第1条により、バルク貯槽は製造後20年目で検査が必要です。

バルク貯槽の生産量のピークは2004年です。2024年から2025年が20年目検査のピークとなります。

検査期限を超過したバルク貯槽にLPガスを供給することは禁止されています。

バルク貯槽の製造後経過年数を確認いただき、対象のバルク貯槽がありましたら、20年目検査の実施又はバルク貯槽を廃止ください。



参考【経済産業省資料から引用】

### 【お問い合わせ先】

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 液化石油ガス担当  
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

電話：048-830-8439

FAX：048-830-8444

E-mail：[a2970-03@pref.saitama.lg.jp](mailto:a2970-03@pref.saitama.lg.jp)

↑ エルジー

# 令和6年度 埼玉県LPガス保安推進セミナー

～ 「LPガス安心サポート推進運動」 及び  
「取引の適正化・料金の透明化」 等について ～

- I : LPガス安心サポート推進運動について
- II : LPガス安全教室について
- III : 取引の適正化・料金の透明化について
- IV : その他

一般社団法人 埼玉県LPガス協会



# I : LPガス安心サポート推進運動について（全国運動）

## I-1 「LPガス安心サポート推進運動」の概要

1. 全国目標 : 死亡事故 0 ~ 1件 未満/年  
人身事故 0 ~ 25件 未満/年
2. 実施期間 : 2021年度(令和3年度) ~ 2025年度(令和7年度)の5年間
3. **【重点取組事項】**
  - (1) 「業務用施設ガス警報器連動遮断の推進」
  - (2) 「業務用換気警報器の設置促進」
  - (3) 「軒先容器の流出防止対策の徹底」
4. その他取組事項 : 地域性を踏まえた自主保安運動を展開



【液化石油ガス安全高度化計画2030】の実施に合わせ、全国LPガス協会の自主保安運動においても新たに「LPガス安心サポート推進運動」を展開し、実行計画(アクションプラン)と一致した運動を実施いたします。

【液化石油ガス安全高度化計画2030】の詳細（経済産業省ホームページ掲載アドレス）

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/lpgas/anzen\\_torikumi/koudoka\\_keikaku.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anzen_torikumi/koudoka_keikaku.html)



## I-2 「LPガス安心サポート推進運動」【重点取組事項】について

### 【重点取組事項】 (1) 業務用施設ガス警報器連動遮断の推進

・業務用施設のSB(EB)メータ設置先におけるガス警報器連動遮断の状況（令和6年3月末現在）

	全 国	埼玉県
A. 業務用施設のうち、SB(EB)メータ設置戸数	371,138 戸	14,769 戸
B. 連動が不要な戸数（屋内に燃焼器等が無い）	63,035 戸	2,654 戸
C. 連動が必要な戸数（屋内に燃焼器等が有る） (A-B)	308,103 戸	12,115 戸
D. 連動済み戸数 (連動率) (D/C)	228,727 戸 (74.2%)	8,929 戸 (73.7%)
E. 連動していない戸数 (未連動率) (E/C)	79,376 戸 (25.8%)	3,186 戸 (26.3%)

令和5年度 燃焼器具交換・安全機器普及状況等調査報告書（全国LPガス協会）より



コバトン

マイコンSBには長時間使用による遮断機能がないため、ガス警報器と連動させる仕様となっておりますが、全国及び埼玉県ともに「C. 連動が必要な施設」のうち、**3割近くの施設で「E. 連動していない」**こととなります。

※ マイコンBに対する警報器連動について、参考資料をご参照ください。

## 【重点取組事項】 (2) 業務用換気警報器の設置促進

・業務用厨房施設に対するCO中毒事故防止対策状況（令和6年3月末現在）

	全 国	埼玉県
A. 業務用厨房施設 ※1	380,541 戸	15,495 戸
B. 設置不要（屋外）	40,013 戸	2,868 戸
C. 設置対象施設 (A-B)	340,528 戸	12,627 戸
D. <u>業務用換気警報器(CO警報器含む)の設置済み施設</u> (設置率) (D/C)	<u>197,133 戸</u> (57.9%)	<u>8,297 戸</u> (65.7%)

令和5年度 燃焼器具交換・安全機器普及状況等調査報告書（全国LPガス協会）より

※1 ここでいう業務用厨房施設とは、業務用施設であって、以下の「事故報告及び事故届に係る特定消費設備の業務用機種」を設置している施設です。

- ・業務用こんろ、業務用オーブン、業務用レンジ、業務用フライヤー、業務用炊飯器、業務用グリドル、業務用酒かん器、業務用おでん鍋、業務用蒸し器、業務用焼物器、業務用食器消毒保管庫、業務用煮沸消毒器、業務用湯せん器、業務用めんゆで器、業務用煮炊釜、業務用中華レンジ、業務用食器洗浄機、業務用その他

「D. 業務用換気警報器の設置済み施設」(設置率)は、令和2年度までは全国よりも埼玉県が下回っていましたが、令和3年度以降は全国よりも埼玉県の設置率が上回る結果となっています。



(参考) CO中毒事故の発生状況 (全国)

暦年	2018	2019	2020	2021	2022	2023
CO中毒事故	5件	0件	0件	0件	0件	4件

2023年(令和5年)は、CO中毒事故が4年ぶりに4件も発生  
2024年(令和6年)は、11月末までに既に5件発生

(経済産業省)  
最近のLPガス保安行政についてより

令和5年 CO中毒事故の概要 (LPガス)

事故発生日	都道府県	事故発生箇所	事故概要	中毒者数	CO警報器等設置有無
2023/5/27	東京都	業務用焼き物器	飲食店従業員が厨房にて作業中にCO中毒に至ったもの。原因は、換気扇を作動させず業務用焼き物器を使用したためと推定	軽症1	無
2023/7/4	茨城県	鑄物コンロ	パン店従業員が業務用こんろで調理中にCOが発生し中毒症状が見られたため救急搬送となった。原因は、エアコン冷房運転中の為、窓を全閉した状態で当該燃焼機器を継続使用したためと推定	軽症1	無
2023/10/3	滋賀県	鑄物コンロ	加工施設従業員が鑄物こんろを使用して芋を蒸かしている最中に、計3名が気分悪いとのことで救急車にて病院に搬送されたもの(CO中毒との診断)。原因は、不完全燃焼しているコンロの上に大きな鍋を乗せて調理した事と推定	軽症3	無
2023/11/18	愛媛県	食器洗浄機	「病院内厨房でガス漏れ、調理員2名が倒れた」との通報を受け消防署が警戒出動。倒れた調理員2名は同病院内にて救命処置中であつた。原因は、食器洗浄機用ガスブースターの不完全燃焼によるものと推定される。事故当時、出入り口及び窓は閉鎖状態で、換気扇は不稼働であつた模様	重症1 軽症1	無

(経済産業省) 2023年事故概要 (CO中毒事故、質量販売について抜粋) より

## 【重点取組事項】 (3) 軒先容器の流出防止対策の徹底

・ 容器流失防止地域への対応状況（令和6年3月末現在）

	全 国	埼玉県
A. 洪水浸水想定区域（想定最大規模）の対象施設数	3, 462, 713 戸	286, 678 戸
B. 洪水浸水想定区域（想定最大規模）の対象施設数 容器流失防止措置済み施設数	2, 726, 123 戸	229, 134 戸
<b>C. 対象施設数における容器流失防止措置率（A／B）</b>	<b>（78.7%）</b>	<b>（79.9%）</b>

令和5年度 燃焼器具交換・安全機器普及状況等調査報告書（全国LPガス協会）より

◆近年の大雨による水害等の多発化・激甚化、及びそれに伴う容器流出の発生を踏まえ、お客様先に設置されている充てん容器等に対して、流出防止措置を講ずることが液石法規則に規定されました。

- ・ 施工日と猶予期間
  - ・ 令和3年12月1日から施行されています。
  - ・ 施行の際現に設置されている設備については、**令和6年6月1日まで**は、なお従前によることができる。
- ・ 対象となる容器と設置内容
  - ・ 20kg以下の容器 → ベルトや鎖などでプロテクターに通す。
  - ・ 20kgを超える容器（30kg、50kg容器等） → ベルトや鎖等の二重掛けを行うことなどの措置を行う。
- ・ 流出防止措置を講ずる対象地域
  - ・ 洪水浸水想定区域（想定最大規模）等において1m以上の浸水が想定されている地域。
  - ・ 洪水浸水想定区域は、国土交通省等によるハザードマップをご参照ください。

<https://disaportal.gsi.go.jp/>

**「C. 対象施設数における容器流失防止措置率」は、令和6年3月末現在で全国平均を上回る結果となっています。令和6年6月1日までにすべての対象施設の設置を完了していただきますようお願いいたします。**



## I-3 「LPガス安心サポート推進運動」 その他取組事項について

### その他取組事項（これまで行ってきた具体的事項）

- ① 自主保安活動チェックシートを活用した自己診断の推進 **スライド8**
- ② 業務用施設の事故防止対策の推進（CO中毒事故防止等） **スライド9**
- ③ 住宅における不完全燃焼防止装置の付いていないお客様への交換促進及び特別な注意喚起 **スライド9・10**
- ④ ガス栓カバーの設置促進
- ⑤ 他工事による事故防止 **スライド13・14**
- ⑥ ガス放出防止型高圧ホースの設置促進
- ⑦ 災害時の連絡体制及び支援体制の整備 **スライド11**



## 具体的事項① 自主保安活動チェックシートを活用した自己診断の推進

全ての販売事業所において、令和6年度「液化石油ガス消費者保安功績者表彰」の評価項目による自己診断を行っていただきました。

※自社の自己診断結果を埼玉県や全国の平均と比べて分析するなど、自社の自主保安活動の向上にお役立て下さい。

1. 総合計：全国 70.2 点、埼玉県 72.3 点 (+2.1)

2. 全国より埼玉県の平均点が下回った主な項目

↓ ガス警報器の設置率 (-0.2)

↓ 調整器、高低圧ホースの定期交換 (-0.2)



コバトン

3. 全国より埼玉県の平均点が上回った主な項目

↑ ガス栓カバー等 (+0.4)

↑ 他工事業者による事故防止対策

・ 情報収集のための周知 (+0.2)

↑ 消費者への保安啓発活動 (+0.1)

↑ ガス放出防止型高圧ホース等の設置

・ 設置促進 (+0.2) ・ 設置率 (+0.4)



コバトン

埼玉県は全国よりも総合計点数が上回っており、特にこれまで埼玉県独自に行ってきた保安活動やLPガス安全教室の対策項目など、皆様に積極的に行っていただいている対策項目が、全国よりも高い平均点となっています。

◆全項目の集計結果は、参考資料をご参照ください。

(別紙1【青色】)

(別紙2【黄色】)

- 具体的事項② 業務用施設の事故防止対策の推進（CO中毒事故防止等）
- 具体的事項③ 住宅における不完全燃焼防止装置の付いていないお客様への交換促進及び特別な注意喚起

ご家庭用・業務用のお客様向け“周知パンフレット等”のいろいろ

- ・ 経済産業省やLPガス安全委員会のホームページからダウンロードしてご利用ください。



- ・ 業務用保安ガイド
- ・ ガス器具チェックリスト
- ・ 家庭用保安ガイド
- ・ 外国語版（12カ国語）

(参考) 不完全燃焼防止装置の付いていない湯沸器・風呂釜等の未交換数

		埼 玉 県				全 国
		令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末	令和6年3月末
湯沸器 (不燃防 無し)	開放式	303	321	191	182	8,717
	CF式	236	180	138	134	1,721
	FE式	175	118	81	120	11,008
	小計	714	619	410	436	21,446
風呂釜 (不燃防 無し)	CF式	1028	782	649	553	9,295
	FE式	36	32	42	25	975
	小計	1064	814	691	578	10,270
排気筒(不具合)		139	84	92	121	2,078
合 計 (全国比)		1917 (3.9%)	1,517 (3.4%)	1,193 (3.1%)	1,135 (3.3%)	33,794

令和5年度 燃焼器具交換・安全器具普及状況調査報告書 (全国LPガス協会) より

- ・ 令和6年3月末現在の未交換数は全国で33,794台、埼玉県は1,135台で全国比3.3%となります。全国比が年々減少していることから、埼玉県は全国よりも交換が進んでいることとなります。
- ・ 平成24年3月末の埼玉県での未交換数は9,907台でしたが、令和6年3月末には1,135台にまで減少いたしました。引き続き、速やかな器具の交換にご協力をお願いいたします。

## 具体的事項⑦ 災害時の連絡体制及び支援体制の整備

「LPガス被災状況報告書」の報告基準【 LPガス販売事業者 ⇒ 埼玉県LPガス協会 】

次のいずれかの場合に報告をお願いいたします。

1. 自然災害（地震、水害、台風、噴火等）による、LPガスに関する被害が判明した場合  
【 ⇒ 被害が発生すれば、災害規模によらず報告】
2. 震度5強以上の地震が発生した場合  
【 ⇒ ※ 被害の有無に係らず、報告 】



コバトン

※ 震度5以上の地震が発生した場合、被害が無い事業所も「被害が無いことを報告」してください。

被害の無い事業所を把握することで、被害を受けて連絡することができなくなっている事業所を、少しでも早く確認することができます。

また、被害の無い事業所に対して、応援の要請を速やかに行うことができます。ご協力をお願いいたします。

◆ 「LPガス被災状況報告書」は、参考資料をご参照ください。

## I-4 埼玉県LPガス安心サポート推進運動「事故ゼロ支部」特別表彰

埼玉県LPガス安心サポート推進運動では、販売事業者の保安意識向上のため、令和5年度において「事故ゼロ」を達成された支部を表彰いたしました。

南東武 支部、 熊谷 支部、 深谷 支部、  
本庄 支部、 鴻巣 支部、 東松山 支部、  
秩父 支部、 北埼玉 支部、 行田 支部、  
所沢 支部、 坂戸 支部、 J A 支部  
(計 12 支部)



コバトン

- ・ 事故ゼロ支部とは、支部の管轄地域に係らず、支部会員事業所の供給するお客様にLPガス事故の発生がなかった支部です。
- ・ 下線の支部は、平成24年度から令和5年度までの12年間、事故ゼロを達成された支部です。

## Ⅱ：LPガス安全教室について

### Ⅱ－1 埼玉県のLPガス事故発生状況

埼玉県では、令和2年度に13件のLPガス事故が発生し、うち、5件が『他工事業者等による配管損傷』で事故原因の1位となっている。(全体の38.5%)

全国でも、令和2年(暦年集計)に192件のLPガス事故が発生し、うち、52件が『他工事業者等による配管損傷』となっている。(全体の27.1%)

『他工事業者等による配管損傷』の防止対策が急務となっています。

### Ⅱ－2 「LPガス安全教室」セカンドステージについて

ブロック毎に、『他工事業者等による配管損傷事故防止対策』をテーマとした「LPガス安全教室」を開催します。 ※ 配管とは「供給管、配管」を指します。

・実施期間は、令和3年度～令和6年度までの4年間

#### 【令和3年度】

- ・事故内容の把握・分析
- ・支部で意見交換・報告

#### 【令和4年度・5年度】

- ・対策等を討議
- ・対策等の実行

#### 【令和6年度】

- ・各ブロックにおいて  
成果を検証

・埼玉県LPガス協会作成の「パンフレット」や「タグ」もご活用ください。



お宝が埋まっている穴を掘るときは、ガス

いつもLPガスをご利用いただきありがとうございます。最近、水道工事などで掘を行う際、地中に埋設されたガス管を損傷する事故が多発生しています。

**LPガス事故を防ぐために**  
**大切なお願い**

**埋設ガス管に注意**

掘削工事を行う際は、事前にLPガス販売店へご連絡ください



一般社団法人埼玉県LPガス協会

ガスや水道メーター付近にタグ等を掲示して、ガス管が埋設されていることを工事業者へお知らせすることも有効な対策です。

- ・埼玉県の取り組みが全国でも紹介されています。

**埼玉県内のLPガス事故件数**

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 4月1日現在	計
事故件数	17	11	4	32
内、他工事 ガス管損傷	9 (52.9%)	2 (18.2%)	2 (50.0%)	13 (40.6%)

令和3年度では、埼玉県内で発生したLPガス事故の内、約5割が他工事によるガス管損傷でした。



**他工事によるガス管損傷の「事故事例」**

下水道工事のため、コンクリート土間をカッター切断した際、誤って埋設ガス管を切断しガスが漏えいした。

水道管の交換工事のため、お客様宅の駐車場を重機で掘削中、埋設ガス管を損傷しガスが漏えいした。

防草シートを敷設するためピンを打ち込んだところ、埋設ガス管を損傷しガスが漏えいした。

空き家の解体作業のため、重機で掘削作業中に埋設ガス管を損傷した。

**他工事によるガス管損傷の「工事内容」**

令和3年度以降、埼玉県内で発生した他工事によるガス管損傷の内訳です。

水道工事、下水道工事	6件
剪定、草刈り、防草シート敷設	1件
その他（建物解体等）	6件

ガス管損傷を防ぐため、掘削工事などを行われる際は、事前にLPガス販売会社(店)へお知らせください。

## Ⅲ：取引の適正化・料金の透明化について

### Ⅲ－1 液化石油ガス法「改正省令」の概要

#### (1) 過大な営業行為の制限

- ・ 下記(1)及び(3)： 2024年7月2日施行
- ・ 下記(2)： 2025年4月2日施行

～ いわゆる「無償貸与」など、過大な利益供与を通じた囲い込み行為を抑止するため、下記の措置を講じる。

- ① 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止 (改正省令第16条第15号の3、4)
- ② 消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止 (改正省令第16条第15号の5、6)

#### (2) 三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）

～ 消費者に不透明なかたちでLPガス消費に関係のない費用をLPガス料金に上乗せして回収している現状を是正するため、下記の措置を講じる。

- ① 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）の徹底 (改正省令第16条第15号の7)
- ② 電気エアコンやWi-Fi機器等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止 (改正省令第16条第15号の8)
- ③ 賃貸住宅向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止 (改正省令第16条第15号の9)

(注) 上記①は新規契約・既存契約ともに適用。

上記②及び③は新規契約のみ適用（既存契約は早期移行努力義務）。(改正省令附則第2条、第3条)

・ 協会ホームページに掲載の「三部料金制の徹底について」資料内の「よくある質問に対す考え方」もご参照ください。

★ 次ページのスライドへ続く

### (3) LPガス料金等の情報提供

～ 入居後は事実上LPガス事業者を変更できないといった実態を踏まえ、賃貸住宅に入居するよりも前に、LPガス料金の情報を消費者が入手できるよう、下記の措置を講じる。

- ① 入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力義務（入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示）（改正省令第16条第15号の2）
- ② 入居希望者からLPガス事業者へ直接情報提供の要請があった場合は、それに応じることを義務付け （同上）

## Ⅲ-2 【参考】罰則等の対象とすることを通じた実効性・抑止力

### 【罰則等の対象となる規律】

- ・ 過大な営業行為の制限
- ・ 三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）
- ・ 入居予定者から直接要請があった場合におけるLPガス料金情報の提供

● 以下のような罰則等が適用される。

- ✓ 報告徴収<法第82条>、立入検査<法第83条>
- ✓ 勧告<法第17条第1項>、さらに勧告に従わないときは公表<法第17条第2項>
- ✓ 基準適合命令<法第16条第3項>、さらに命令に違反したときは登録取消し<法第26条第4号>
- ✓ 30万円以下の罰金<第100条第1の2号>

### 【実効性確保に向けた取組】

通報フォームの設置・活用、執行体制整備、関係省庁との連携、公開モニタリングの継続実施等を通じた  
**市場監視の強化・徹底 + 自主的取組の推進**（商慣行見直しに向けた取組宣言等）

#### (3) 三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止） 2025年4月2日施行

- ① 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）の徹底
- ② 電気エアコンやWi-Fi機器等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止
- ③ 賃貸住宅向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止

（注）上記①は新規契約・既存契約ともに適用。上記②及び③は新規契約のみ適用（既存契約は早期移行努力義務）。

#### ●本規律の趣旨・狙い

- ・不透明で高いと指摘されているLPガス料金について、料金の透明性を高めつつ、費用回収のあり方を適正化。

#### <費用回収のあり方（計上禁止規定）に係る考え方>

- エアコンやインターホン等、LPガス消費とは関係ない費用をLPガス料金として回収するのは不適當。
- 賃貸集合住宅のオーナー等が設置した、給湯器、エアコン等の設備の費用は家賃として回収されるべきものであり、LPガス料金として回収するのは不適當。

#### ●LPガス事業者による説明責任

- ・消費者に対してLPガス料金を請求するときは、基本料金・従量料金・設備料金の3つに整理して通知しなければならない。（該当する料金がない場合でも「該当なし」または「0円」と記載する必要あり）
- ・LPガス料金に、設備料金が含まれていない（該当なし、0円）とする場合、対外的に説明できるようにしておく必要。特に、賃貸集合住宅等のオーナー等に対して無償で設備償貸与等を行っている場合、消費者が負担するLPガス料金でその費用を回収していると考えられることから、客観的な根拠により当該費用を含めていないと説明できるようにしておく必要あり。

#### ●望ましい行為

- ✓ 2025年4月2日時点で締結済みのLPガス販売契約（既存契約）については、設備費用の外出し表示が求められる一方で計上禁止に係る規律は適用されないが、消費者利益を確保する観点からは、新制度に対応した料金へと早期に見直していくことが望ましい（施行規則附則第3条）。

## Ⅲ－４ 自主取組宣言（商慣行見直しに向けた取組宣言の公表状況）

法令改正を受け、全国LPガス協会は「取引の適正化・料金の透明化に向けた行動指針」を策定いたしました。

**会員の皆様には行動指針を参考に、取引の適正化・料金の透明化に向けた「自主取組宣言」を策定し、店頭やホームページで公表していただきますようお願いいたします。**

- ・ 自社の取組宣言を公表いただきましたら、全国LPガス協会にご報告ください。

ご報告いただきました公表状況は、全国LPガス協会のホームページに掲載されております。

<https://www.japanlpg.or.jp/info/optimization.html>

- ・ 「自主取組宣言」の公表について（お願い）  
埼玉県LPガス協会ホームページ（行動指針・報告書等）

<https://saitamalpg.or.jp/pages/7/#block654>

◆ 液化石油ガス流通ワーキンググループでは、商慣行是正に向け、LPガス事業者による自主的かつ積極的な取組を促す方策として、LPガス事業者自らが、改正制度を遵守すること等を宣言することで、

**消費者が宣言済みの事業者かどうか  
を知ることができるよう 見える化**  
することが提案されています。



自主取組宣言を公表している会員事業所  
埼玉県LPガス協会（支部別）

支部	会員数	公表事業所数	公表率(%)	
県南	さいたま	119	45	37.82
	川口	67	38	56.72
県東①	南東武	70	25	35.71
	北東武	61	16	26.23
	南埼玉	23	8	34.78
県北	熊谷	52	15	28.85
	深谷	25	4	16.00
	本庄	33	4	12.12
	鴻巣	23	7	30.43
	東松山	47	11	23.40
	秩父	46	13	28.26
県東②	北埼玉	15	4	26.67
	行田	28	6	21.43
	加須	31	3	9.68
県西	西武	56	21	37.50
	所沢	37	9	24.32
	川越	31	8	25.81
	坂戸	28	2	7.14
	朝霞	41	23	56.10
県東③	J A	12	12	100.00
計	845	274	32.43	

## IV：その他

### IV-1 給湯器の点検商法、販売事業者を装い設備工事の契約を迫る行為

#### 【注意喚起】点検商法にご注意ください！

最近、給湯器やガス・電気設備などの「無料点検」を口実にした悪質な商法が増えています。

事業者が突然電話をかけてきたり、自宅を訪問し、「このままでは危険です」などと不安を煽り、修理や交換の契約を強引に勧めるケースが報告されています。

さらに、「今決めれば特別価格で対応できます」とお得感を演出し、冷静な判断を妨げることもあります。

特に高齢者の方が被害に遭いやすいため、ご家族や周囲の方も十分ご注意ください。

#### まずは、お取引のLPガス販売事業者にご相談ください！

突然の点検や勧誘を受けた場合、すぐに契約せず、お取引のLPガス販売事業者にご相談ください。

適切な点検や修理の必要性について、信頼できるLPガス販売事業者からのアドバイスを受けることが大切です。

万が一、不審な勧誘を受けたり、契約してしまった場合。お住まいの消費者センター『消費者ホットライン（188）』もしくは『埼玉県LPガスお客様相談センター（0120-41-9640）』にご相談ください。

「埼玉県LPガスお客様相談センター」からのお知らせです。  
「LPガスお客様相談センター」  
及び「LPガス協会」をかたる、  
電話や訪問勧誘にご注意ください！

「埼玉県LPガスお客様相談センター」からのお知らせです。 **緊急**

給湯器の点検商法！ 給湯器の点検詐欺！  
ご注意ください！

- 突然、電話で給湯器の点検を持ち掛け、断っても訪問
- 市から依頼されたと偽って訪問
- 給湯器メーカーやLPガス販売店から依頼されたと偽って訪問
- このまま使うと火事になるかも！と不安を煽って給湯器の買替えを迫る
- 給湯器の点検費と称して現金を詐取（7,000円詐取1件、未達1件）

高齢者の方のお宅を中心に、このような悪質な買替えや詐欺が報告されています。不審な行為があった場合は、お取引のLPガス販売店又は埼玉県LPガスお客様相談センターまでご連絡ください。

法令に基づく点検・調査にご協力ください。  
点検・調査の費用は原則「無料」です。

- LPガス販売店又は販売店から依頼された保安確認が、お客様に安心してLPガスをお使いいただくため、液化石油ガス法に基づき、定期的にお客様のLPガス設備の点検・調査を行います。
- 点検・調査の料金は原則「無料」です。なお、部品交換や改修の費用は有償となりますので、その場合はお取引のLPガス販売店にご相談ください。
- 保安確認の点検・調査員が、その場でお客様に現金を要求したり、給湯器やガス警報器等の買替えを強要することはありません。
- 地域の保安確認（協賛組合保安センター）の点検・調査員は、身分証を携帯しているためご確認ください。

LPガスは、  
安全に使用するために、  
定期的な点検・調査が必要です。  
ぜひ、LPガス販売店へ、  
お問い合わせください。

埼玉県LPガスお客様相談センター  
〒330-0801 さいたま市中央区西大宮1-1-1 1111 電話 0120-41-9640

## IV-2 『LPガス取扱い事業者のリスクアセスメント対応指針』改正について(概要)

### ◆LPガス取扱い事業者との関係

労働安全衛生法（労安法）の改正により、化学物質の管理が強化され、リスクアセスメントの義務が拡大しました。特に、2026年4月1日から「プロパン」が指定物質となるため、LPガス事業者の管理義務が広がります。

※2017年3月1日より「エチレン」、「プロピレン」、「ブチレン」も当該物資に指定され、さらに2023年9月29日の法改正により2026年4月1日から「プロパン」も指定物質に追加されることとなりました。

### ◆主な改正内容

- リスクアセスメントの強化：事故防止と労働者の健康保護のため、SDS(安全データシート)に基づく適切な対策を実施。
- 管理体制の整備：迅速かつ適切な対応が取れるよう、リスク管理体制を充実。

### ◆LPガス販売事業者に求められる対応

#### (1) 化学物質管理者の選任！

- 適切な知識を持つ者を選任。(専門的な講習は必須ではない) ※一般消費者向け製品のみを取り扱う事業者は対象外。
- 選任者を労働者に周知。(掲示、腕章などで明示)

#### (2) リスクアセスメントの実施！

- 取扱物質や方法の変更、SDSの更新時には速やかにリスクアセスメントを実施し、事故リスクを低減。
  - ・LPガスを原料などとして新規に採用するとき。
  - ・LPガスの製造方法や取扱作業方法を変更するとき。(例 設備の新設や変更工事)
  - ・LPガスの危険性または有害性などに変化が生じたとき。(例 SDSの改定)

※2026年4月には「プロパン」が通知対象物質に追加されることから、SDSも改定される見込みであるため、リスクアセスメントも実施が要求されます。

詳しくは、以下の参考資料をご覧ください。

- ・日本LPガス団体協議会の「リスクアセスメント対応指針」及び「説明動画」

<https://www.nichidankyo.gr.jp/>

- ・全国LPガス協会が作成した『LPガス取扱い事業者のリスクアセスメント対応指針』改定について

<https://saitamalpg.or.jp/files/libs/3222//202502191555183955.pdf>



お客様との信頼の絆は高品質の保安から

ご清聴、ありがとうございました。



コバトン

一般社団法人 埼玉県LPガス協会